



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	リスク事象の財務諸表計上への課題
Author(s)	久保, 淳司
Citation	経済學研究, 58(4), 289-306
Issue Date	2009-03-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37314
Type	departmental bulletin paper
File Information	58-4_021.pdf



リスク事象の財務諸表計上への課題

久 保 淳 司

I はじめに

今日の社会はリスク社会としての性質を強めている。社会の発展により、一夜にして社会を一変させるような事象が生じるようになったのである。企業活動に関係するリスク¹⁾も質・量ともに重要度を増しており、優良企業がきわめて短い期間に財務的健全性を失い、破綻する例も目につくようになってきた。

会計の性質に関する次のような指摘がある (Boulding[1962], p. 53)。

「経済学者は、会計人を不可能な事を行わなければならない人々とみなしている。本質的に多次元である現実を一次元の数値で表さなければならない、しかも、確実に知ることが不可能な将来の知識を基礎にして行わなければならないのである。」

この記述に基づけば、社会におけるリスクが高

まり、将来に関する知識の複雑化・不知化が進行した場合には、多次元である現実を一次元の数値で表すための会計手続は変化しなければならない。

企業の関わるリスクに対する従来の会計手続は、[単一シナリオ→単一数値]と表されるプロセスであった²⁾。従来の会計手続では、リスク事象のうち、最も蓋然性の高いシナリオの生起確率を基礎にしてきた。リスク事象の生起確率が一定以上と判断される場合には財務諸表に損害を計上し、リスク事象の生起確率が一定以上ではないと判断される場合には会計上の認識対象としないのである。このため、企業活動に甚大な影響を及ぼし得るリスク事象であっても、財務諸表に計上されないできたのである³⁾。

このような会計手続に対して、2000年頃からリスク事象に関する会計手続の抜本的な変化の可能性が展かれてきている。ここで展開されているリスク事象に対する新しい会計手続は、[複数シナリオ→単一数値]と表されるプロセス

1) リスクの定義には、損害が生じる確率、損害を生じる発生源の事象そのもの、損害の大きさと損害の発生確率の積というように異なる考え方がある (小松[2003], p. 26を参照)。これらのうち、本稿では説明の便宜上、[リスク=損害×確率]という関係づけの下で記述を進める。[リスク=ハザード×確率] (National Research Council[1989], p. 321), [リスク=確率×激しさ (Severity)] (Wilson & Crouch[2001], p. 9) というように語法が異なる場合もあるが、損害などに確率を乗じたものをリスクと定義することが、「現在ではこれが一番標準的な定義で、内外のリスク学会の定義もほぼこれに準じている」 (日本リスク研究学会[2006], p. 13) からである。

2) 本稿の対象は財務諸表本体へのリスク事象の計上である。財務報告という観点では、わが国の『有価証券報告書』における「事業等のリスク」の開示やアメリカにおける SEC 規則 § 229.503 item 503 に基づく “risk factor” の開示などが行われており、これらでは本稿の記述とは性質を異にする情報が提供されている。

3) 財務諸表に影響を及ぼすリスクには、会計測定 (会計上の見積り) に伴って生じるリスク、財務諸表に写像する企業活動や経済事象そのものに含まれるリスク (偶発事象)、企業存続能力に関するリスク (ゴーイング・コンサーン問題) がある (林[2005], p. 71)。

を基礎にしている。つまり、将来事象に関して起こり得るすべてのシナリオについて、損害と生起確率との積としてのリスクをそれぞれ算定し、その加重和を財務諸表に計上しようとする考え方である。

本稿の目的はリスク事象に関する新旧2つの会計手続を検討し、リスク事象を財務諸表に計上するための課題を明らかにすることである。以下、第2節ではリスク事象に関する従来の会計手続を規定しているSFAS5の内容を概観し、その会計手続の構造を明らかにする。第3節ではSFAC7に記述されているリスク事象に対する新しい会計手続の内容を概観し、その会計手続の構造を明らかにする。第4節ではリスク事象に関する新しい会計手続を規定した初めての会計基準とされるSFAS143の内容を概観し、その会計手続の構造を明らかにする。第5節ではSFAS143の規定の吟味を行い、FASB (Financial Accounting Standards Board, 財務会計基準審議会)の会計観との関連などを明らかにする。最後に、これらの検討に基づいて、リスク事象を財務諸表に計上するためには、「当初認識・当初測定に関する理論の精緻化だけでなく、計上したリスク事象の事後における期間損益計算との関連についての理論を精緻化しなければならない」ことを提示する。

II リスク事象の従来の会計手続

SFAS5は1975年に公表された会計基準であり、公表以来、リスク(不確実性)⁴⁾に関する一般基準として適用され続けている(FASB [2006], par. 12)。以下、SFAS5を概観し、リスク事象に関する従来の会計手続を確認しよう。

SFAS5は直接的には偶発事象(contingencies)の会計処理を規定した会計基準である。

偶発事象とは、「将来の事象が生じまたは事象が生じないことに対する企業の最終的な解決における、利得の可能性(『偶発利得(gain contingencies)』)または損失の可能性(『偶発損失(loss contingencies)』)に関わる既存の状態、状況、環境の結合」(SFAS5, par. 1)を指す⁵⁾。

偶発利得に関する会計処理は古くからのARB50の規定を踏襲している(SFAS5, par. 17)。すなわち、「利得に帰着する可能性のある偶発事象は、通常は、実現に先だって収益認識することになるため損益計算に反映させない」として、「利得に帰着する可能性のある偶発事象に係る適切な開示をしなければならないが、実現の可能性についての含意を誤導することを避けるように注意しなければならない」というのである。偶発利得を計上することは未実現利益の計上になるため、収益(利得)としての認識を避けるという考え方である。

一方の偶発損失に関しては費用(損失)としての計上が考えられており、損失、資産の毀損または負債の発生によって裏付けられる将来事象の生起確率に基づいて会計手続が規定されている。具体的には、生起確率を「ほとんど確実(probable)」,「合理的に起こり得る(reasona-

じて決定される関係概念であるため、状況に応じて定義も変わる(久保[2008])。本稿では、広義の不確実性をリスクと狭義の不確実性に分類する考え方を採用している(ナイト[1959], pp. 66-67を参照)。

- 5) 偶発利得には a. 特許を侵害されたことによる提訴, b. 販売価格の高値再決定, c. 収容手続に係る補償があり (ARB50, par. 2), 偶発損失には a. 受取債権の不渡り, b. 製品保証または製品欠陥に関する債務, c. 火災, 爆発その他の災害による企業財産の損壊の可能性, d. 資産が収用される脅威, e. 係争中または脅威になっている訴訟, f. 実際のまたは可能性のある損害賠償請求や増額更正, g. 再保険会社を含む損害保険会社によって引き受けられる大災害による損失の可能性, h. 他者の債務の保証, i. 「割安信用状」における商業銀行の義務, j. 割り引きされた受取勘定(または買戻財産)の遡求義務がある (SFAS5, par. 4)。

4) FASBによるリスクと不確実性の使い分けは必ずしも明確ではない (SFAC7, pars. 62-71)。また、会計基準におけるリスクは前後の文脈に応

bly possible)」、「ありそうにない (remote)」の3つに区分して会計処理方法を規定している (SFAS5, par. 3)。ほとんど確実とは「将来の事象が生じそうである (the future event or events are likely to occur)」⁶⁾、合理的に起こり得るとは「機会がありそうにないよりは大きいものの、ほとんど確実よりは小さい (the chance of the future event or events occurring is more than remote but less than likely)」, ありそうにないとは「将来の事象が発生する機会がわずかである (the chance of the future event or events occurring is slight)」という意味である。

偶発損失に関する会計手続は、生起確率の3区分に応じて以下のように規定されている (SFAS5, pars. 8-12)。まず、偶発損失は以下の2条件の両方を充足する場合には利益に賦課すべきとされている⁷⁾。

- a. 財務諸表の公表前に利用可能な情報が、貸借対照表日前に既に資産の毀損または負債の発生が生じていることがほとんど確実であることを示している
- b. 損失額を合理的に見積もることができる

上記の2条件のうちの一方しか満たされない場合には注記での開示になる。また、損失の生起確率が合理的に起こり得ると判断される場合に

も注記での開示になる。そして、損失の生起確率がありそうにない場合には開示も行わない⁸⁾。

以上のようなSFAS5による会計手続は、将来事象のうちで最も蓋然性の高いシナリオの生起確率を基礎にしているものと理解できる。最も蓋然性の高いシナリオの生起確率が一定以上と判断される場合には、[リスク=損害×確率]という関係における損害が財務諸表に計上される。一方、生起確率が一定以上ではないと判断される場合には、その事象は会計上の認識対象としない。このため、企業活動に甚大な影響を及ぼし得るリスク事象であっても、生起確率が低い場合には財務諸表に計上されないのである。このようなSFAS5の会計手続は、[リスク=損害×確率]という関係において、確率が一定以上のときには確率を1とみなして損害 (= リスク) を計上する一方で、確率が一定未満のときには確率を0とみなして損害 (= リスク=0) を計上しないという構造の表出と捉えることができる。つまり、SFAS5におけるリスク事象に関する会計手続の構造は以下のように表すことができるのである (P: リスク事象の生起確率, R: リスク事象に係るリスク, L: リスク事象に係る損害, mps: 最も蓋然性の高いシナリオ)。

【認識・測定】

$$P_{mps} \geq \text{probable} \rightarrow R = L_{mps} \times 1 = L_{mps}$$

$$P_{mps} < \text{probable} \rightarrow R = L_{mps} \times 0 = 0$$

【発生時仕訳】

$$(\text{偶発損失}) L_{mps} \quad (\text{負} \quad \text{債}) L_{mps}$$

【途中の会計期間】

仕訳なし

【解消時仕訳】

$$(\text{負} \quad \text{債}) L_{mps} \quad (\text{現金等}) L_{mps}$$

6) ここでの「ほとんど確実」の定義はSFAS5の文脈における定義である。本稿の後段で、SFAS5とは異なる文脈で「ほとんど確実」に言及する場合があることに留意されたい。

7) FIN14では、ある偶発損失事象がa.の条件が充足し、かつ、損失額の合理的な見積もりが一定の幅で行われる場合には、b.の条件は充足しており、損失を計上しなければならないとしている (FIN14, par. 3)。具体的には、幅のうちに他の金額よりもよい見積値であると思われる金額がある場合には当該金額を計上し、幅のうちに他の金額よりもよい見積値であると思われる金額がない場合には幅の最低額を計上すべきとしている。

8) ただし、保証債務など一定の債務については例外的に開示が要求されている。

この構造から、リスク事象の生起確率は損害を計上するか否かの判断の規準としてのみ機能し、財務諸表に計上される金額自体には影響を及ぼさないことが看取できる。財務諸表に計上される金額は高確率なものに限られ、企業活動に深刻な影響を及ぼし得るリスク事象であっても、低確率であれば財務諸表に計上されることはないのである。リスク事象について最も蓋然性の高い単一のシナリオを想定し、そのシナリオの帰結を単一の会計数値として財務諸表に計上する[単一シナリオ→単一数値]というプロセスがSFAS5の会計手続を支える基礎になっているのである。

ただし、近年の企業リスクに対する関心の高まりに関連して、FASBはSFAS5における開示の強化を図る改正案(FASB[2008])を公表している。FASB[2008]は、負債の発生に係る偶発損失についての将来キャッシュ・フローの蓋然性や金額、時期をSFAS5に基づく開示では財務諸表利用者が評価するために十分な情報が開示されていないと指摘する(FASB[2008], par. 4)。この問題を改善するために、以下の2条件を充足する場合には、企業は偶発損失の生起確率の高低にかかわらず、偶発損失の開示をしなければならないと提案している(FASB[2008], par. 6)。

- a. 偶発事象が近い将来(near term)に解決されると期待されること
- b. 偶発事象が企業の財政状態、キャッシュ・フローまたは経営成績に重篤な影響(severe impact)を与え得ること

さらに、上記の2条件を充足する場合には、a.偶発事象からの損失に対する企業のエクスポージャーについての定量的情報、b.利用者が企業の負っているリスクを理解するのに十分な偶発事象についての定量的情報、c.回復金額に影響し得る上限、限度または控除額などの可能損失の回復をもたらし得る適切な保険または免責契

約の約定に関する定性的および定量的な記述を開示しなければならないことも提案されている(FASB[2008], par. 7)。

FASB[2008]の提案によりSFAS5が改定された場合には、重篤な影響を及ぼす事象の注記開示が行われることになる。しかし、注記される金額は、[リスク=損害×確率]という関係における損害であることに変わりはなく、会計手続の構造と[単一シナリオ→単一数値]という基礎に変化は生じない。

SFAS5とその改定案の内容に基づいて、リスク事象に関する従来の会計手続をまとめてみよう。SFAS5の主眼は損益計算にあり、偶発利得は未実現利益に該当するため計上せず、偶発損失の計上が規定されている。そして、資産の毀損または負債の発生は偶発損失の相手勘定として認識されるにとどまっている(FASB[2006], par. 13)。計上される偶発損失は、[リスク=損害×確率]という関係における損害を基礎にした金額であり、リスクは財務諸表への計上の対象にはなっていない。このような従来の会計手続は[単一シナリオ→単一数値]というプロセスを基礎にしており、損害を会計上の認識対象とするか否かの決定規準としてのみ不確実性(確率)を考慮し、認識すると決定した後の測定には不確実性は関係させず、財務諸表に計上される金額には不確実性が織り込まれないという結果を生み出しているのである。

Ⅲ リスク事象の新しい会計手続の萌芽

従来の会計手続はFASB[2008]が公表されていることに顕れているように、今日まで継続している。一方で、FASBは不確実性と確率に関係する議論を始めている。とくに、FASBとIASB(International Accounting Standards Board, 国際会計基準審議会)との概念フレームワークに関するプロジェクトの一環として公表されたFASB[2006]に端的である。

FASB[2006]によれば、不確実性の会計処理

に関して、会計基準（SFAS5）と概念フレームワーク（SFAC7）との間に不斉合があるという（FASB[2006], par. 3）。この不斉合は、SFAC7 が負債の測定に公正価値を要求していることに関連している。

SFAC7 では公正価値測定の一例としての現在価値計算を検討しており、不確実性（確率）を現在価値計算の一要素として扱っている。つまり、SFAC7 では不確実性（確率）を負債の測定に関係させる考え方を示しているのである。このような考え方は、費用認識を通じての負債計上の決定基準として不確実性（確率）を用いる SFAS5 の考え方とは異なる（FASB[2006], pars. 4 and 11）。

SFAC7 による現在価値計算について、リスク事象に関する会計手続に係る部分の内容を確認しよう。

SFAC7 は一組の見積キャッシュ・フローと単一の利率を用いた現在価値計算を「伝統的アプローチ（traditional approach）」と呼ぶ（SFAC7, par. 43）。伝統的アプローチは多くの測定、就中、比較可能な資産・負債が市場において観察可能な場合には有用である。しかし、市場や比較可能な財が存在しない非金融資産・非金融負債の測定などの複雑な測定問題を解決するために必要な手段を提供できない（SFAC7, par. 44）。このような欠点を鑑みて、FASB は「期待キャッシュ・フロー・アプローチ（expected cash flow approach）」がより効果的な測定手段を提供すると判断した。期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、最も蓋然性の高い単一のキャッシュ・フローだけではなく、起こり得るキャッシュ・フローに関するすべての期待値を用いる（SFAC7, par. 45）。

SFAC7 では簡単な数値例を用いて伝統的アプローチと期待キャッシュ・フロー・アプローチの相違を説明している。たとえば、キャッシュ・フローが 100 ドル、200 ドル、300 ドル、それぞれの確率が 10%、60%、30% である場合を想定する。伝統的アプローチでは、最も蓋然性

の高い 200 ドルを見積値とする。これに対して、期待キャッシュ・フロー・アプローチでは 220 ドル（100 ドル×10%+200 ドル×60%+300 ドル×30%）を見積値とするのである（SFAC7, par. 45 and fn. 8）。したがって、リスク事象に関して、SFAC7 に基づいた場合、財務諸表には以下のような測定金額が計上されることになる（ L_i ：第 i 番目のシナリオに係る損害、 P_i ：第 i 番目のシナリオに係る生起確率、 $i = \{1, 2, \dots, n\}$ ）。

$$R = \sum_{i=1}^n L_i \times P_i$$

ここから明らかなように、リスク事象の生起確率が測定金額に影響を及ぼすことになる。前述した SFAS5 ではリスク事象の生起確率がそのリスク事象を財務諸表で認識するか否かの決定基準であるのに対して、SFAC7 ではリスク事象の生起確率をそのリスク事象の測定要素にしているという対比ができる。リスク事象の生起確率がそのリスク事象の認識基準にならない場合、確率の高低にかかわらず、企業活動に影響するリスク事象を財務諸表に計上することが可能になる。

SFAC7 が期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用した理由の 1 つは、以上のような測定値に不確実性を織り込むことが可能であることにある。このことは、期待キャッシュ・フロー・アプローチへの批判に対する FASB の反論において明示されている。

期待キャッシュ・フロー・アプローチに対する批判の 1 つに、単一の項目の測定または起こり得る結果の数が限られている項目の測定に不適切であるというものがある。たとえば、キャッシュ・フローが 90% で 10 ドル、10% で 1,000 ドルという場合を考える。この場合の見積値は、伝統的アプローチでは 10 ドル、期待キャッシュ・フロー・アプローチでは 109 ドルになる。批判者は、ここで計算される 109 ドルが最終的に支払われる可能性のある金額には合致しないこと

を問題視する (SFAC7, par. 52)。

このような批判に対して, SFAC7 では, このような批判は測定目的に関する見解の相違を反映していると指摘する。発生した原価の累積を測定目的にする場合には期待キャッシュ・フロー・アプローチでは表現の忠実性をもたらさないこともある。しかし, SFAC7 における測定目的は公正価値にあるという。先のようなキャッシュ・インフロー (アウトフロー) が期待される資産 (負債) を合理的な市場参加者が 10 ドルで売却する (引き受ける) ことはない。売却 (引き受け) に同意する価額は 10 ドルと 1,000 ドルのいずれかではなく, 109 ドルに近いと考えられるというのである。むしろ, 伝統的アプローチによる見積値には不確実性が織り込まれないため, 不確実なキャッシュ・フローを確実なキャッシュ・フローであるかのように表現してしまうという問題があると指摘している (SFAC7, par. 53)。

以上のように, SFAC7 では測定値に不確実

性を織り込むことを目的として明示しているのである。同時に, 「負債の最終的清算の見積もり費用は, 負債自体の公正価値と同一ではない」 (SFAC7, par. 58) と指摘し, 負債の最終的清算金額には重点を置かないことも明示している。これらから, SFAC7 では不確実な将来について蓋然性の高低にかかわらず複数のシナリオを想定し, それぞれのシナリオの帰結に係る金額の加重和を単一の会計数値として財務諸表に計上する会計手続を想定していることが看取できる。つまり, SFAC7 では「複数シナリオ→単一数値」というプロセスを基礎に置いているのである。この場合には, [リスク=損害×確率] という関係におけるリスクが財務諸表に計上されること, すなわち, 不確実性 (確率) を測定の要素として考慮し, 財務諸表に不確実性を織り込んだ金額を計上する結果を生み出すのである。これらを時間価値を考慮した上で構造として表せば以下のように表せられる (r : 利子率, t : 発生から解消までの期間)。

【認識・測定】

$$\text{負債認識の要件の充足} \rightarrow R = \sum_{i=1}^n \frac{L_i \times P_i}{(1+r)^t}$$

【発生時仕訳】

$$\text{(相手勘定)} \sum_{i=1}^n \frac{L_i \times P_i}{(1+r)^t} \quad \text{(負 債)} \sum_{i=1}^n \frac{L_i \times P_i}{(1+r)^t}$$

【途中の会計期間】

フレッシュ・スタート法の適用

【解消時仕訳】

$$\text{(負 債)} \sum_{i=1}^n L_i \times P_i \quad \text{(相手勘定)} \sum_{i=1}^n L_i \times P_i$$

SFAC7 は個別具体的な会計処理を規定する性質のものではないため, リスク事象に関して計上から解消までの各段階における具体的な会計手続は示されていない。SFAC7 では, SFAS5 に代替する会計手続の構造は完全には示されていないのである。この問題は具体的な会計基準の公表によらなければ解決することのできない問題である。

IV リスク事象の新しい会計手続の顕現

2001 年に公表された SFAS143 が, 公正価値測定の対象になる負債について SFAS5 の規定を適用しないことを明示したことで⁹⁾, SFAC7 に基づく会計手続が会計基準として具現化した (FASB[2006], par. 18)¹⁰⁾。以下, SFAS143 の内容を概観してみよう。

SFAS143 は、すべての企業¹¹⁾ における長期資産の取得、建設もしくは開発および（または）正常な操業（normal operation）から生じる当該長期資産の除去に係る法的債務（legal obligation）について適用する¹²⁾。

法的債務とは施行中または制定済の法律（existing or enacted law）、政令（statute）、条例（ordinance）、書面もしくは口頭による契約（written or oral contract）の結果または約束的禁反言の法理（doctrine of promissory estoppel）¹³⁾ に基づいて、ある者が清算を要求される債務を指す。法的債務が現に存在するか否かの判断において、企業が法律等の改正

を見越すことは許されず、法的債務が存在するか否かの判断は現況に基づかなければならない（SFAS143, par. A3）。

資産除去債務の清算の時期が不確実な場合でも、その債務は SFAS143 の対象外にならず、その不確実性を当該債務に係る負債の測定に影響させることにしている（SFAS143, pars. A14 and B18）。同様に、資産除去活動を遂行することが条件付債務（conditional obligation）である場合であっても SFAS143 の対象になる（SFAS143, par. A16）。清算の時期や方法が不確定であったとしても資産除去活動を遂行することに備える法的義務（a legal obligation to stand ready to perform retirement activities）は既に存在しているからである（SFAS143, par. A16）。このような考え方の基礎には、資産除去債務の条件付遂行に関する不確実性は負債を認識するか否かを決定する規準になるのではなく、測定の要素になるという SFAC7 と斉合する考え方がある（SFAS143, par. A23）。条件付債務に係る不確実性は負債の公正価値測定に関係するのであって、認識するか否かの決定に関わるものではないのである（SFAS143, par. A24）。

資産除去債務の公正価値を合理的に見積もることが可能な場合、企業は資産除去債務に係る負債の公正価値を当該債務の発生した期間に認識しなければならないとされている¹⁴⁾。債務の発生時点で公正価値を合理的に見積もることができない場合には、公正価値を合理的に見積も

- 9) たとえば、Rogers [2005] は資産の除去に係る将来のコストを認識・測定し、そのコストを財務諸表で両建計上する SFAS143 は、環境に関する法的債務に係る会計処理の SFAS5 と SOP96-1 からの根本的な変更であると位置づけている（Rogers [2005], p. 259）。
- 10) 大塚 [2002] は、生起時期や支出金額に関する不確実性を伴う特徴を有する将来事象の典型例として、SFAS143 における固定資産の除却を挙げている（大塚 [2002], p. 51）。
- 11) SFAS143 は料金規制企業に対する SFAS71 の適用企業にも適用される（SFAS143, par. 19）。また、一定の状況における規制資産の認識についてのより厳格な基準を規定している SFAS92 の適用とも関係する（SFAS143, par. B69）。
- 12) SFAS143 は一定のリース債務（SFAS13 を適用）、処分計画から生じる債務（SFAS121（現在は SFAS144）を適用）、資産の不適切な操業（improper operation）から生じる債務（SOP96-1 を適用）については適用しない（SFAS143, par. 2）。
なお、SOP96-1 は Super Fund 法に代表される環境法に基づいて、企業が過去に行った活動から生じた汚染についての環境修復負債（environmental remediation liabilities）に適用される指針である。したがって、環境修復負債のうち、資産の正常な操業から生じるものは SFAS143 の適用になり、正常な操業以外の要因で生じるものは SOP96-1 の適用になると区別される（SFAS143, par. B20）。
- 13) 「約束的禁反言」とは、以下のような考え方である（田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991 年、p. 674）。「アメリカでは、約束者の約束が受約者の作為または不作為の誘因となることを合理的に期待すべき場合で、実際に作為または不作為が行われ、そのような約束に拘束力を与えなければ正義に反する結果を避けられないときは、consideration（約因）の存在な

ど、その約束に法的拘束力を与える根拠が他になくとも、その約束は拘束力を有し、正義の求める範囲で救済が認められる。」

- 14) 債務発生事象が複数の期間にわたる場合には、資産除去債務に係る負債は複数の会計期間にわたって発生することが想定される。後の会計期間に生じた負債の増分は層（layer）として扱い、それぞれの層に対して公正価値測定を行わなければならない。たとえば、原子炉の解体に関する負債は汚染に伴って発生するので、毎期の汚染の増加に比例して層を認識・測定しなければならない（SFAS143, par. 10）。

ることが可能になった期間に負債を認識しなければならない (SFAS143, par. 3)。

SFAS143 における公正価値は「望んでいる当事者間での取引, すなわち, 強制的あるいは整理取引ではない現在の取引で清算可能な負債の金額である」(SFAS143, par. 7)¹⁵⁾。資産除去債務の市場は存在しないことが普通であるため, 資産除去債務の公正価値は現在価値計算によって算定されることになる。具体的には, SFAS143 は資産除去債務に係る負債の公正価値測定においては, CARFR (credit-adjusted risk-free rate, 信用度調整リスクフリー・レート) を用いた期待キャッシュ・フロー・アプローチが採用されている¹⁶⁾。資産除去債務は時期および金額の両方が不確実な場合もあるため, 単一のキャッシュ・フローと単一の利子率を用いる伝統的アプローチを適用することが困難なためである (SFAS143, par. 8)。

企業が資産除去債務に係る負債の当初認識を行った場合には, 当該負債と同じ金額を関連資産の帳簿価額の増加によって資産化しなければならない (SFAS143, par. 11)。資産を意図どおりに使用するための費用は資産の取得価額に含めることが通常の会計処理であり, 法的に定

められた除去のためのコストも資産の取得価額に算入すべき費用と考えるからである (SFAS143, par. B42)。

当初測定後の会計期間においては, a. 時の経過と b. 当初に見積もった割引前キャッシュ・フローの時期および金額の改定によって生じる資産除去債務に係る負債の変化を認識しなければならないとしている。この変化については, まず時の経過による増減を測定し, その後に負債の帳簿価額に織り込むことになる (SFAS143, par. 13)。具体的には, 企業は期首の資産除去債務に係る負債の金額に対して利息配分法 (interest method of allocation) を適用して時の経過による負債の増減を測定する。負債の帳簿価額の増減に対する相手勘定は損益計算書の営業費用である「堆積費用 (accretion expense)」とする¹⁷⁾。そして, 堆積費用の計算に用いる利子率は, 実務的な観点から, 負債を当初測定する際に用いた CARFR である (SFAS143, par. B56)。

以上のように, SFAS143 では資産除去債務に係る負債の当初測定において期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用しており, SFAC7 で示されたリスク事象に関する新しい会計手続を具現化した会計基準となっている。具体的には, SFAS143 の会計手続の構造は次頁上段のように示すことができる。

SFAS143 における会計手続の構造は, 不確実性 (確率) が負債計上における測定局面で機能していることと発生から解消までの会計期間において利息配分法を通じた債務金額の改定が行われるという点で, SFAS5 における会計手続の構造と相違している。また, 不確実性 (確率) が負債計上における測定局面で機能していることは SFAC7 で示された内容の具現と考えられるが, 発生から解消までの会計期間において利息配分法を適用することなどは SFAC7 に

15) 現在は, SFAS157 により, 「市場参加者間の秩序ある取引において, 測定日に資産の売却から受領されるであろう価格または測定日に負債の移転のために支払うであろう価格をいう」(SFAS157, par. 5) に改訂されている。

16) 企業のうちには資産除去債務を遂行することを確証するための保証が法的に要求される場合があり, 保証証書, 保険証書, 信用状, 他者の保証や信託基金その他の特定資産の設定を行うことがある (SFAS143, par. B59)。このような保証の存在は資産除去債務に係る負債の実質的な消滅を意味するという考え方もあるが, SFAS143 では企業が資産除去債務を清算できる能力を有することは債務の清算や債務に係る負債の消滅を意味しないとしている (SFAS143, par. 16)。むしろ, 信託基金の設定や保証条項の存在は当初測定時の CARFR に, 信託基金や保証条項の変化は割引前キャッシュ・フローの上方修正に用いる CARFR にそれぞれ影響を及ぼすとされている (SFAS143, par. 16)。

17) 堆積費用は SFAS34 に規定される利子費用ではない (SFAS143, par. 14)。

【認識・測定】

$$\text{負債の発生} \rightarrow R = \sum_{i=1}^n \frac{L_i \times P_i}{(1 + CARFR)^t}$$

【発生時仕訳】

$$\begin{array}{cc} \text{(長期資産)} & \sum_{i=1}^n \frac{L_i \times P_i}{(1 + CARFR)^t} \end{array} \quad \begin{array}{cc} \text{(資産除去債務)} & \sum_{i=1}^n \frac{L_i \times P_i}{(1 + CARFR)^t} \\ \text{に係る負債} & \end{array}$$

【途中の会計期間】

利息配分法の適用

【解消時仕訳】

$$\begin{array}{cc} \text{(資産除去債務)} & \sum_{i=1}^n L_i \times P_i \\ \text{に係る負債} & \end{array} \quad \begin{array}{cc} \text{(現金等)} & \sum_{i=1}^n L_i \times P_i \end{array}$$

は示されていない内容である。

以下、SFAS143の公表までの議論を通じて、SFAS143がSFAC7に直接的には依拠していない部分、すなわち、負債の対象、当初認識・当初測定、事後認識・事後測定、相手勘定および前提としてのSFAS143の公表までの経緯を詳細に検討してみよう。

V SFAS143の特徴

5.1. 公表までの経緯

SFAS143は「資産除去プロジェクト (Asset Retirement Project)」の成果として2001年6月に公表された会計基準である。

資産除去プロジェクトの端緒は、1994年2月に原子炉の解体に係る会計処理をプロジェクトに含めるべきであるというEdison Electric Institute (EEI) 社からの要請にある。原子炉の解体とは、原子炉の放射能汚染を操業停止後に安全な水準にまで減衰させる過程を指す。当時、一般に、原子炉の解体に係る債務の見積費用は減価償却計算の要素または負債として施設の耐用年数にわたって徐々に認識されていた。しかし、関連資産の除却まで債務計上をしない企業、長期資産の評価勘定 (contra-asset) とする企業もあり、多様な実務に対する懸念が表明されていたのである (FASB[1996], pars.

33 and B7)。

1994年4月のFASAC (Financial Accounting Standards Advisory Council, 財務会計基準諮問委員会) 会議では、プロジェクトを原子炉の解体費用の会計処理に限定するか、対象を広げて原子炉を含む廃棄費用全般の会計処理とするか、さらに対象を広げて環境費用 (environmental costs) に関する会計処理を扱うかの議論がなされた。この際に、FASAC委員の大部分が廃棄費用全般か環境費用の会計処理を扱うように提案したという (FASB[1996], par. 34)。これに対して、FASBはEEI社代表、石油・ガス産業代表との会合やAICPA (American Institute of Certified Public Accountants, アメリカ公認会計士協会) の環境タスクフォースとの議論を行い、1994年6月に原子炉の解体費用に対象を限定した「閉鎖または廃棄プロジェクト (Closure or Removal Project)」をアジェンダに加えたのである。この際に、プロジェクトの目的は、a. 原子炉の解体に係る負債を認識すべき場合および時期、b. どのように負債を測定するか、c. どのように原子炉の解体費用を損益計算書で配分するかに限定されたのである (FASB[1996], par. 35)。

FASBは、1996年2月に原始公開草案 (initial Exposure Draft, FASB[1996]) を公表した。原始公開草案に対しては、123通のコ

メントレーターが寄せられた (FASB[2000], par. 39)。これらの回答を受けて、1997 年 10 月に、FASB はプロジェクトの対象を拡張し、閉鎖または廃棄プロジェクトから資産除去プロジェクトへと名称を変更して、プロジェクトを継続することを決定した (FASB[2000], par. 40)。資産除去プロジェクトの目的は長期資産の除去に関連する負債の認識および測定を規定することと資産除去コストに関する期間配分の指針を提供することとされた (FASB[2000], par. 41)¹⁸⁾。

その後、FASB は 2000 年 2 月に改定公開草案 (revised Exposure Draft, FASB[2000]) を公表した。原始公開草案から改定公開草案では、主に対象と資産除去債務の当初測定に関する変更がなされた。とくに、長期資産の取得、建設もしくは開発または初期の操業から生じる債務に限定していたものを資産の全期間から生じる債務に拡張したこと、当初測定を閉鎖または廃棄を行うために必要な将来キャッシュ・フローの現在価値で行うこととしていたものを公正価値により測定を行うものへと変更している (FASB[2000], par. 41)。

改定公開草案には 50 通¹⁹⁾ のコメントレーターが寄せられた (SFAS143, par. B4)。これらのコメントに基づいて、改定公開草案で対象に含めていた推定的債務 (constructive obligation) を対象から外し、対象を法的債務に限定するという主要な変更を行った上で (SFAS143, par. B5)、2001 年 6 月に SFAS143 は公表された²⁰⁾。そして、2002 年 6 月 15 日後に開始する会計年度の財務諸表からの適用が始まった (SFAS143, par. 24)。

以上のように、SFAS143 は SFAC7 の公表前に始まったプロジェクトであり、約 7 年の歳月を費やしている。この間に、原始公開草案と改定公開草案という 2 つの公開草案を公表しており、内容についても資産の初期の操業に限定されていた債務を資産の使用期間の全般に拡張する、対象になる債務を推定的債務を含むものから法的債務のみに限定する、公正価値測定を導入するといった重要な変化をたどっているのである。

5.2. SFAS143 の対象

原始公開草案では、すべての企業における以下の 3 条件をすべて満たす長期資産の閉鎖または廃棄に係る債務を対象にしていた (FASB[1996], par. 4)。

- a. 当該債務は長期資産の取得、建設もしくは開発または初期の操業 (early operation) で発生するものであること
- b. 当該債務は長期資産の閉鎖または廃棄に関連するもので、資産の当期の操業停止または使用停止までに遂行することが可能なもの
- c. 資産が意図された目的で操業されている場合には、当該債務が現実的に不可避なものであること

これらの要件は債務の対象を原子炉に類似するものだけに限定していたことに由来する。しかし、教育セッションやコメントレーターによっ

が指摘され、2003 年 7 月に FASB スタッフ・ポジション案 (FASB Staff Position, FSP) FAS 143-x, "Applicability of FASB Statement No. 143; Accounting for Asset Retirement Obligations, to Legislative Requirements on Property Owners to Remove and Dispose of Asbestos or Asbestos-Containing Materials" の公表、2004 年 6 月に公開草案 "Accounting for Conditional Asset Retirement Obligations" の公表、2005 年 3 月に FIN47 の公表という一連の動きが続く。

18) 植田[2005] は「米国における環境コストの増大と環境法規制の強化という歴史的背景に基づき、財務会計制度における環境会計基準」(植田[2005], p. 131) としての SFAS143 の考察を行っている。

19) ただし、FASB[2002]にはコメントレーターが欠番なく 1 番から 51 番まで 51 通が所収されている。

20) 資産除去債務の会計自体は、SFAS143 の発効後に資産除去債務の認識時点についての不明瞭さ

て、債務の発生はさまざまな状況に依存することが判明した (SFAS143, par. B10)。

まず, a.における「初期の操業」という語について, 内容的な批判と意味内包の曖昧さが指摘された (SFAS143, par. B11)。改定公開草案では a.を削除し, 資産が利用されている全期間を対象にした (FASB[2000], par. 48)。これに伴い, 債務の対象についても解体に係る債務に限定する必要がなくなり, 長期資産の操業期間中に発生する資産除去債務の全般が対象になったのである (SFAS143, par. B12)。また, 原始公開草案に対する回答者のうちに, b.についての曖昧さを指摘した者もいた。字句どおりであれば, 操業の停止前に企業が清算可能な債務は対象外になってしまうというのである (SFAS143, par. B13)。産業ごとに資産除去の債務の生じる過程が異なることから, FASB は b.を削除することを決定した。この結果, 清算の時期が不確定になり, 不確実性が当初測定に影響を及ぼすことになったのである (SFAS143, par. B14)。つまり, a.と b.の削除によって, 結果的に, SFAS143 は不確実性を取り扱うことになったのである。

さらに, c.で明らかなように, 原始公開草案では推定的債務を対象に含めていた。原始公開草案に対しては多くの回答者から, 推定的債務の存在を決定する規程が不明確であり, より詳細な指針を設けるべきであるとの意見が寄せられた。これに対応して, FASB は, 改定公開草案では SFAC6 の負債の特徴に関連づけながら²¹⁾, 詳細な指針を提供した。しかし, 改定公開草案に対する回答者から, 指針は改善されたものの, 恣意性の介入する余地があるため, 企

業間比較可能性を破壊する蓋然性は高いままであると指摘された。この結果, FASB は基準の一貫適用を目的に, 推定的債務を除外し, 法的債務のみを対象にしたのである (SFAS143, par. B16)。さらに, 法的債務について, 施行中または制定済の法律に基づいた現在の債務を対象とすることも明らかにした (SFAS143, pars. B24-B31)。

以上, SFAS143 の対象について, 結論に達するまでの過程を確認した。これらから, SFAS143 の対象に関して以下のような特徴を指摘できる。

まず, SFAS143 の実際の適用範囲は狭いことを特徴として指摘できる。SFAS143 は, すべての企業の資産除去活動に係る法的債務を対象にしており, 文言の上では広く適用される会計基準になっている。しかし, SFAS143 の当初の対象が原子炉の解体費用というきわめて限定された対象の会計処理の規定であったことが反映されて, 現実に適用されるのは精製産業, 電力産業, 通信産業, パイプライン産業といった特殊な産業のみである (Munter[2002])。SFAS143 の規定は一般事業会社や金融機関などには直接的な影響を与えてはいないのである²²⁾。

次に, プロジェクトの当初は不確実性を扱う内容ではなかったことを特徴として指摘できる。

「企業に債務を課する取引その他の事象が既に生起している」。

21) SFAC6 に示された負債の特徴は以下の3つである (SFAC6, pars. 36-40)。「負債は特定日もしくは確定日, 特定事象の生起または要求に応じて, 発生の可能性の高い将来の資産の移転または使用による清算を必要とする他者に対する現在の義務または責任を表現している」, 「義務または責任が将来の犠牲を避ける余地をほとんどあるいはまったく与えない債務を企業に課する」,

22) この点は, Guinn, et al.[2005]が実証的に明らかにしている。Guinn, et al.[2005]は, SFAS143 の公表に際しての費用や負債の増加により, ROA, DE 比率, 売上高営業利益率といった財務指標の悪化を招く影響があるのではないかと懸念を実証的に検証した。Guinn, et al.[2005]は, 検証の結果, 資産除去債務に係る資産化や負債の増加に関する懸念は根拠のないものであることを明らかにしている。すなわち, アメリカの上場企業のうちのわずか 10% だけが SFAS143 の影響を受けたに過ぎず, プラス・マイナス両方の甚大な影響を被っている企業が存在しているものの, 平均的には, 資産, 負債, 費用に対する影響は軽微であったという。

原始公開草案では、計上すべき債務を操業の初期に生じる債務に、清算の時期を操業期間内にそれぞれ限定していた。このため、将来に生じる債務を考慮する必要がなく、債務の計上にあたって不確実性を織り込む必要はなかったのである。しかし、資産の全利用期間から生じる債務を対象にし、清算の時期についての限定もなくしたために資産の取得時点で将来の債務を考慮する必要が生じ、改定公開草案以降に不確実性が扱われるようになったのである。

そして、SFAS143が法的債務のみを対象にしていることも、プロジェクト当初の意図ではなく、このことに関連した特徴も指摘できる。改定公開草案までは推定的債務を対象に含めていたが、SFAS143の公表にあたって対象が法的債務という狭い範囲に限定されたのである²³⁾。対象となる債務が法的債務に限定されていることはSFAS143が全面的にリスク事象を対象にしているのではないことを意味している。条件付債務の場合に明らかなように、SFAS143が扱う不確実性は資産除去活動を遂行するか否かという事象に関わる不確実性ではなく、清算の時期や方法に係る見積もりの不確実性だけである。つまり、SFAS143では、対象にする不確実性が「会計測定に伴って生じるリスク」²⁴⁾に限定されており、より広い意味を内包する偶発事象は対象にしていないという特徴を有しているのである。

5.3. 当初認識・当初測定

改定公開草案では、以下の3条件をすべて満たした会計期間に資産除去債務に係る負債を認識すべきとしていた (FASB[2000], par. 5)。

- a. 当該債務が SFAC6 パラグラフ 35 における負債の定義を充足すること
- b. 当該債務に関連する資産の将来における移転がほとんど確実であること
- c. 負債の金額を合理的に見積もることができること

これに対して、「ほとんど確実」という語の意味に関する SFAC6 と SFAS5 との間の齟齬が指摘された (SFAS143, par. B34)。SFAS5 におけるほとんど確実がかなり高い蓋然性を意味する専門用語であるのに対して、SFAC6 におけるほとんど確実とは企業活動における必然的な不確実性といった意味の一般的な語である²⁵⁾。ほとんど確実の意味について、SFAS143 では SFAC6 の意義を採用することにし、資産除去債務に係る負債の計上要件から b. を削除した。つまり、SFAS143 では負債の発生に SFAS5 の意味での高い蓋然性を要求しないことになったのである。この結果、SFAS143 では生起確率は低いが、事象が生起した際に企業に重大な影響を及ぼす事象に係る負債が財務諸表に計上され得ることになり (SFAS143, par. B36)、SFAS5 の規定に基づく場合以上に広い範囲の負債が計上される可能性が展かれたのである。

以上のように、SFAS143 では負債の認識に関しては SFAC6 との斉合性が意識されている。

25) SFAC6 はほとんど確実について以下のように説明している (SFAC6, fns. 18 and 21)。「ほぼ確実とは、SFAS5 パラグラフ 3 のような特定の会計的・専門的な意味ではなく、一般的な意味で用いており、利用可能な証拠または論理に基づいて合理的に期待または信じていることができるという意味で使用しているが、確実であるとか、証明されているという意味では使用していない。この定義の含意として、ほとんどの結果が不確かであるという不確実性によって特徴づけられる環境において事業その他の経済活動が起こることの認知を意図している。(出典は省略)」

なお、Kong, et al.[1986]によれば、当時のアメリカ (医学界) では、probable の語感として 65 パーセントくらいの確信を指していたようである。

23) 長束[2004]によれば、コモン・ローの法体系における約束的禁反言の原理は概念的に狭い (長束[2004], p. 168)。ただし、加藤[2006]のように、対象が法的債務に限定されたとはいえ、約束的禁反言の原則を導入していることから、解釈次第では負債の範囲を拡大し得る側面があるという指摘もある。

24) 注3を参照。

同様に、負債の測定に関しても、概念フレームワークの1つである SFAC7 との斉合性に注意が払われている。原始公開草案では負債の当初認識を閉鎖または廃棄債務を清算するための見積将来キャッシュ・フローの現在価値を反映させるとしていたのに対して (FASB[1996], par. 11), 原始公開草案公表後の SFAC7 の公表を受けて、測定に関する規定が大きく変更されたことに顕著である。

改定公開草案の回答者のほとんどは資産除去債務に係る負債の当初測定に公正価値を用いることに反対を表明していた。多くの企業では自社の資源を用いて資産の除去を行うため、第三者との契約を締結することはないので、資産除去債務を公正価値測定することは実態を表さないことが理由として掲げられていた。さらに、公正価値測定を行うことで資産除去債務の過大計上に結びつき、実際の除去の際に利得を生じさせるとの懸念も理由として掲げられていた²⁶⁾。しかし、FASB は原価累積法や企業独自測定法 (entity-specific measurement) との比較において、SFAC7 との斉合性を重視して公正価値測定を採用したという。

以上、SFAS143 の当初認識・当初測定について、最終的な結論とそこに達するまでの過程を確認した。これらから、SFAS143 の当初認

識・当初測定に関して以下のような特徴を指摘できる。まず、負債の計上に関連する「ほとんど確実」という概念を SFAC6 と斉合させ、SFAS5 の規定に基づくよりも広い範囲の負債を計上する可能性を展いていることを特徴として指摘できる。SFAS143 では負債の発生について必ずしも高い蓋然性を要求せず、「生起確率は低い、事象が生じた際に企業に重大な影響を及ぼす事象に係る負債」が財務諸表に計上され得ることになっているのである。また、負債の測定に関しては SFAC7 との斉合性を図るための期待キャッシュ・フロー・アプローチを前提にした公正価値測定を導入していることも特徴になっている。

5.4. 事後認識・事後測定

改定公開草案では、時の経過に伴う負債の改定は損益計算書に利子費用の一部として計上することにしていた。しかし、多くの回答者が、利子費用は借入れに対する費用であると一般に理解されており、借入れに対する費用ではない負債の改定額を利子費用に混入することは伝統的な財務指標を崩壊させるとの懸念を示した。これを受けて、FASB は時の経過による負債の改定額を堆積費用という損益計算書の独立項目として計上することにした (SFAS143, par. B57)。

FASB は法律の新規制定、法律の改正、技術革新、インフレーションの場合のキャッシュ・フローの見積もりの修正についても検討している。検討の結果、当初に見積もった割引前キャッシュ・フローの時期および金額の改定によって生じる増減は、a. 資産除去債務に係る負債の帳簿価額および b. 関連資産の帳簿価額として資産化された資産除去コストの増減として認識しなければならないとした。

概念的には、新たに発生した負債には当期の利子率を使用し、既存の負債には歴史的利子率を使用することになる。しかし、新たな負債が発生したのか、既存の負債に改定が生じたのか

26) これらの主張に基づき、多くの回答者が原価累積法 (cost-accumulation measurement) を採用すべきと主張していた (SFAS143, par. B39)。原価累積法は負債の清算に必要な見積もられる費用を計算する方法である。リスク・プレミアムに関連する仮定と間接費などの内部費を排除する点に特徴がある。FASB によれば、原価累積法は企業内部の資源を利用した除去を前提にしており、市場参加者の前提が抜けていることから、公正価値測定とは異なる方法であるという (SFAS143, par. B38)。つまり、原価累積法は会計上の慣習に大きな影響を受けてしまう、本質的に意図志向で、企業間比較可能性を欠く、第三者の利潤が含まれないため企業が同意しないであろう金額を貸借対照表に計上することになるといった問題を有しているという (SFAS143, par. B40)。

を区分することは実務的には困難である。そのため、割引前キャッシュ・フローの上方修正の際には現在の CARFR を、下方修正の際には当初測定時の CARFR を用いて割り引くことにしたという (SFAS143, pars. 15 and B54)。

「実務的」な観点は利息配分法を採用したこと自体にも表れている。SFAC7 では「現在価値が当初認識時における会計測定およびフレッシュ・スタート測定に用いられる唯一の目的は公正価値測定を見積もることにある」(SFAC7, par. 25)としている。したがって、当初測定において SFAC7 との斉合性を図るために公正価値測定を採用したのであれば、事後測定ではフレッシュ・スタート法を採用することが自然である。

実際、FASB は、概念的にはフレッシュ・スタート法が利息配分法よりも優れていると指摘している。フレッシュ・スタート法は毎期の財務報告を公正価値によって行うことが可能になり、每期比例的に資産除去債務が増額する種の負債についても毎期に異なる利子率ではなく、単一の利子率が利用できるという実務的な長所も有しているからである。しかし、フレッシュ・スタート法には毎期の金利変更を織り込むため、費用認識の変動性を高める (more volatile expense recognition pattern) という欠点があることも指摘されている (SFAS143, par. B49)。この欠点が社会的に受け容れられるには時期尚早であるとして²⁷⁾、事後測定に関しては SFAC7 から離脱して利息配分法を採用すると結論づけたのである (SFAS143, par. B52)。

以上のように、事後認識・事後測定においては「実務的」な観点が重視されていることを特徴として指摘できる。しかし、FASB の「実務的」な配慮を字面どおりに受け取ることはできない。当初測定では実務的に強く反対された公

正価値測定を適用しているからである。当初測定と事後測定における実務に対する配慮についての齟齬は、「実務的」な配慮が実務界に配慮するということを意味していないことを表している。

事後測定における「実務的」な配慮は、実際には FASB の会計観の表出である。貸借対照表に当初測定すべき金額として公正価値を強く要求する一方で、毎期の再評価を要求しないことは貸借対照表における公正価値表示以上に、損益計算書における期間損益計算の適正化が意識されていることの表れである²⁸⁾。言い換えれば、期間損益が企業の中長期的な趨勢情報を的確に表示することを重視する FASB の姿勢が SFAS143 の規定においても表出しているのである²⁹⁾。

5.5. 相手勘定

改定公開草案の回答者のうちに、資産除去債務に対応する長期資産の帳簿価額を増加させると資産税 (property tax) が増加するとの懸念

28) 松本[2006]は、SFAS143 が「…負債の公正価値表示を求めながら、損益計算上は費用の配分思考を貫くことで期間費用の変動を極力回避している」(松本[2006], p. 49) ことにより、原価実現会計を部分的に修正することで、「情報のレリバンス」と「ストック計算とフロー計算の連携」を図っている(松本[2006], pp. 54-56)、言い換えれば、「負債の公正価値表示と利益の安定化という二つの要請を同時に達成する装置を組み込んでいる」(松本[2006], p. 54)と指摘している。

同様に、高寺[2003]は、SFAS143 が除却原価の利子(加算)配分法を採用したことが「ほどほどに不安定な費用認識パターンを示す」(高寺[2003], p. 204)ことを指摘し、「歴史的な原価(配分)会計から公正価値(新出発)会計へのシステム転換には、常に利益の安定性を求める原状回復する復元力が働くので、その過程が極度に(to the nth degree)展開することなく、途中で頓挫する」(高寺[2003], p. 204)ことを示しているという。

29) 久保[2007]によれば、アメリカの会計基準は1966年から2007年に至るまで、企業の中長期的な趨勢を表示することに重点を置き続けている。

27) 相手勘定(長期資産)の簿価が公正価値で修正されないことも理由の1つとして指摘されている。

を示した者がいた。このような主張に基づいた場合、資産除去債務に係る負債の相手勘定として独立的な無形資産とすることが考えられる。しかし、特定の無形資産を取得するわけではないので、この方法は適当ではないと結論づけられた (SFAS143, par. B42)。そもそも、このような懸念は資産除去コストを無形資産として計上する正当性には結びつかないとも指摘している (SFAS143, par. B44)³⁰⁾。

当初認識後の会計期間では、資産除去コストを体系的で合理的な方法 (systematic and rational method) で耐用年数にわたって配分する (SFAS143, par. 11)³¹⁾。資産除去債務に係る負債と同額を長期資産の要償却額に含める結果、資産の減価償却累計額が長期資産の歴史的原価を超過することはなくなるという長所が指摘されている (SFAS143, par. B22)。

償却にあたっては、資産除去コストを資産計上すべき部分と費用計上すべき部分とに区分することが考えられる。しかし、長期資産への投資額を直接的に表現することが可能で、長期資産からの効用と一体化できるという長所を考慮

して、すべての資産除去コストが資産化されることになった (SFAS143, par. B46)。

長期資産が途中で売却された場合には、資産除去債務が売却価額に反映されることになる。このため、資産除去債務と資産除去コストの両建計上は、資産の評価勘定としての純額表示よりも表現の忠実性を高めるという長所も指摘された (SFAS143, par. B47)。

SFAS143 における資産除去債務に係る負債の相手勘定の会計処理から、前項と同様の特徴が指摘できる。資産除去債務に係る負債の計上にあたっては、会計処理として、長期資産の簿価や独立した無形資産を相手勘定にするほか、長期資産の評価勘定や長期資産の負の残存価額にすることが検討された。これらのうち、長期資産の簿価算入が採用されたのは減価償却など既存の会計基準との関係が考慮されたためである³²⁾。期間損益が企業の中長期的な趨勢情報を的確に表示するような会計処理になっており、前項で指摘した SFAS143 の特徴を裏づけている。

VI 結び

本稿はリスク事象を財務諸表に計上するための課題を明らかにすることを目的に、SFAS5 を通じてリスク事象に関する従前の会計手続と、SFAC7 と SFAS143 を通じてリスク事象に関する新しい会計手続を検討してきた。ここまでの検討を要約しよう。

第2節では、SFAS5 におけるリスク事象に関する会計手続の構造を明らかにした。SFAS5 の主眼は損益計算にあり、偶発利得は未実現利益に該当するため計上せず、偶発損失の計上の

30) 料金規制企業において、長期資産の除去に関連するコストとして顧客に負担させる金額と SFAS143 に従って認識される期間費用とが異なる場合がある。このため、財務報告と料金規制とでは期間費用についての時期が相違することもある。顧客に負担させる金額に含まれるが、財務諸表では認識しない負債がある場合には、さらに相違が生じる場合もある (SFAS143, par. 20)。

31) 減損テストの対象にはなる。減損テストには、資産の帳簿価額として資産化された資産除去コストを含める。a. 資産の回収可能性をテストするために用いる割引前キャッシュ・フローと b. 資産の公正価値を測定するために用いる割引後キャッシュ・フローは資産除去債務に係る負債に関連する見積将来キャッシュ・フローから除外しなければならない。資産の公正価値が相場価格を基礎にしており、資産を除去する際に生じるコストが当該相場価格に考慮されている場合には、減損の測定において資産除去債務の公正価値に相場価格を増額させなければならない (SFAS143, par. 12)。

32) 注27で示した理由は、逆に、「資産除去債務に係る負債を公正価値測定するので、長期資産を公正価値評価する」という論理を認めるものである。注27の理由を採用したことは、事後測定におけるフレッシュ・スタート法の困難さを例証している。

みが規定されている。そして、資産の毀損または負債の発生は偶発損失の相手勘定として認識されるにとどまっている。計上される偶発損失は、[リスク＝損害×確率]という関係における損害を基礎にした金額であり、リスクは財務諸表への計上の対象にはなっていない。このような従来の会計手続は[単一シナリオ→単一数値]というプロセスを基礎にしており、会計上の認識対象とするか否かの決定規準としてのみ不確実性（確率）を考慮し、認識すると決定した後の測定には不確実性を関係させず、財務諸表に計上される金額には不確実性が織り込まれないという結果になっているのである。

第3節では、SFAC7におけるリスク事象に関する会計手続の構造を明らかにした。SFAC7では、不確実な将来について確率の高低にかかわらず複数のシナリオを想定し、それぞれのシナリオの帰結に係る金額の加重和を単一の会計数値として財務諸表に計上する。SFAS5との対比において、[複数シナリオ→単一数値]というプロセスを基礎にした会計手続を採用しているのである。この結果、[リスク＝損害×確率]という関係におけるリスクが財務諸表に計上されることになる。しかし、SFAC7は会計処理を規定しているわけではないため、具体的なリスク事象に関する会計手続は会計基準の公表を待たなければならなかった。

第4節では、不確実性（確率）の取り扱いに関してSFAC7の影響を受けた初めての会計基準とされるSFAS143における会計手続の構造が明らかにした。SFAS143では資産除去債務に係る負債の当初測定において期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用し、不確実性（確率）を負債の測定要素に位置づけている。したがって、[複数シナリオ→単一数値]というプロセスを会計手続の基礎に採用していることになり、[リスク＝損害×確率]という関係におけるリスクが財務諸表に計上され得る構造になっている。しかし、SFAS143では事後測定として利息配分法を採用していることなど、SFAS143が直

接的にはSFAC7に依拠していない部分があることも明らかになった。

第5節では、SFAS143がSFAC7に直接的には依拠していない部分の検討を行い、SFAS143の規定を吟味し、特徴を見いだした。SFAS143の対象から、以下の特徴を見いだした。実際の適用範囲が狭いこと、プロジェクトの当初は不確実性を扱う内容ではなかったこと、法的債務のみを対象にしており、SFAS143の扱うリスクは「会計測定に伴って生じるリスク」に限定されていることである（5.2.）。SFAS143の当初認識・当初測定の規定からは以下の特徴を見いだした。負債の計上に関連する「ほとんど確実」という概念をSFAC6と齊合させ、SFAS5の規定に基づくよりも広い範囲の負債を計上する可能性を展いていること、負債の測定に関してはSFAC7との齊合性を図る公正価値測定を導入していることである（5.3.）。SFAS143の事後認識・事後測定の規定から、「実務的」な配慮が重視されていることを特徴として見いだした。ただし、この場合の「実務的」な配慮は、実務界の要望を取り入れるという意味ではなく、損益計算書における期間損益計算の適正化、すなわち、期間損益による企業の中長期的な趨勢情報の的確な表示を重視しているFASBの会計観の表出である（5.4.）。最後に、SFAS143の相手勘定に関する規定においても、減価償却など既存の会計基準との関係が考慮され、期間損益を企業の中長期的な趨勢情報の的確な表示に結びつけるFASBの会計観が表出しているという特徴を見いだした（5.5.）。

以上の検討に基づいて、リスク事象を財務諸表に計上するための課題を提示しよう。

SFAS5の内容はFASBとIASBとの共同プロジェクト（Joint FASB/IASB Projects）を通じて問題視されている（FASB[2006], par.

33) IASBの現行会計基準のうち、不確実性を扱っているのはIAS37である。ただし、IAS37は2009年下半期公表予定のプロジェクトによって改定さ

3)³³⁾。一方、SFAS143の内容は、FIN45が不確実性(確率)の測定要素としての使用場面を拡張し(FASB[2006], par. 19), FIN47が待機債務概念(standready obligation)の明示による条件付債務への不確実性(確率)の使用を規定するといった拡大が続いている(FASB[2006], par. 21)。これらの現状を鑑みると、リスク事象に関する会計手続はSFAS5型からSFAC7型に移行するように思える³⁴⁾。しかし、SFAC7型の会計手続を具現化したとされるSFAS143の内容を検討した結果、SFAS5型からSFAC7型に会計基準が移行するには重要な障害があることが明らかになった。

SFAS143は負債の発生から解消までの途中の会計期間において利息配分法を適用する点で、SFAC7の内容と大きく相違している。この相違は期間損益計算に関わる局面では会計基準が概念フレームワークに依拠していないことを表している。当初認識・当初測定においてはSFAC6やSFAC7と斉合することが可能であっても、SFAS143の対象とする限定されたリスク事象においてさえ、期間損益計算に影響のある局面では概念フレームワークと不斉合になっているのである。つまり、リスク事象は財務諸表への計上自体が困難なのではない。いったん計上したリスク事象が期間損益の「歪み」をもたらしてはならないという制約において、リスク事象を財務諸表に計上することが困難なのである。したがって、リスク事象を財務諸表に計上するには当初認識・当初測定に関する理論の精緻化だけでなく、計上したリスク事象の事後における期間損益計算との関連についての理

論を精緻化しなければならないのである。

参考文献

- ARB (*Accounting Research Bulletin*) 50, "Contingencies," 1958.
- Boulding, Kenneth E.[1962] "Economics and Accounting: the uncongenial twins," in W. T. Baxter & Sidney Davidson editions, *Studies in Accounting Theory*, Sweet & Maxwell, 44-55.
- FASB[1996] *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards*, "Accounting for Certain Liabilities Related to Closure or Removal of Long-Lived Assets," FASB.
- FASB[2000] *Exposure Draft(Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Standards*, "Accounting for Obligations Associated with the Retirement of Long-Lived Assets: revision of Exposure Draft issued February 7, 1996," FASB.
- FASB[2002] *Public Record, PB243*, "Statement of Financial Accounting Standards No. 143, Accounting for Asset Retirement Obligations," FASB.
- FASB[2006] *Invitation to Comment*, "Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainties," FASB.
- FASB[2008] *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards*, "Disclosure of Certain Loss Contingencies: as amendment of FASB Statements No. 5 and 141(R)," FASB.
- FIN (*FASB Interpretation*) 14, "Reasonable Estimation of the Amount of a Loss," 1976.
- FIN45, "Guarantor's Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others," 2002.
- FIN47, "Accounting for Conditional Asset Retirement Obligations: an interpretation of FASB Statement No. 143," 2005.

れることになっている。プロジェクトについては、<http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Liabilities/Liabilities.htm>を参照。

34) 概念フレームワークに関するプロジェクトのうちの財務諸表の要素とその認識に関するプロジェクト (http://www.fasb.org/project/cf_phase-b.shtml), とくに、期待結果アプローチ(expected outcome approaches)に関する議論を参照。

- Guinn, Robert E., Richard G. Schroeder & Suzanne K. Sevin[2005] “Accounting for Asset Retirement Obligations: understanding the financial statement impact,” *CPA Journal*, 2005(12), <http://www.nysscpa.org/cpajournal/2005/1205/essentials/p30.htm>.
- 林隆敏[2005]『継続企業監査論 ―ゴーイング・コンサーン問題の研究―』中央経済社.
- IAS (*International Accounting Standards*) 37, “Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets,” 1998.
- 加藤盛弘[2006]『負債拡大の現代会計』森山書店.
- ナイト, F. H.著 (奥隅栄喜訳) [1959]『危険・不確実性及び利潤』現代経済学名著選集VI, 文雅堂銀行研究社 (Frank H. Knight, *Risk, Uncertainty and Profit*, Hart, Schaffner & Marx, 1921).
- 小松丈晃[2003]『リスク論のルーマン』勁草書房.
- Kong, A, GO Barnett, F Mosteller & C Youtz [1986] “How Medical Professionals Evaluate Expressions of Probability,” *New England Journal of Medicine*, 315(12): 740-744.
- 久保淳司[2007]『1株当たり利益会計基準の研究』同文館出版.
- 久保淳司[2008]「アメリカ会計基準におけるリスク概念 ―内容分析によるコンテキストの検討―」『会計』174(2): 66-81.
- 松本敏史[2006]「二つの会計観とキャッシュフロー―非連携モデルの構造分析―」『会計』169 (1): 48-62.
- Munter, Paul[2002] “FAS No. 143: asset retirement obligations,” *Journal of Corporate Accounting & Finance*, 13(2): 91-93.
- 長束航[2004]「負債概念の再検討 ―債務性を中心として―」『福岡大学商学論叢』49(1): 159-179.
- National Research Council[1989] *Improving Risk Communication*, National Academy Press.
- 日本リスク研究学会[2006]『増補改訂版 リスク学事典』阪急コミュニケーションズ.
- 大塚浩記[2002]「資産除却の会計に関する一考察」『埼玉学園大学紀要 (経営学部篇)』2: 51-62.
- Rogers, C. Gregory[2005] *Financial Reporting of Environmental Liabilities and Risk after Sarbanes-Oxley*, John Wiley & Sons.
- SFAC (Statement of Financial Accounting Concepts) 6, “Elements of Financial Statements,” 1985.
- SFAC7, “Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements,” 2000.
- SFAS (*Statement of Financial Accounting Standards*) 5, “Accounting for Contingencies,” 1975.
- SFAS13, “Accounting for Leases,” 1976.
- SFAS34 “Capitalization of Interest Cost,” 1979.
- SFAS71, “Accounting for the Effects of Certain Types of Regulation,” 1982.
- SFAS92, “Regulated Enterprises -Accounting for Phase-in Plans: an amendment of FASB Statement No. 71,” 1987.
- SFAS121, “Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed of,” 1995.
- SFAS143, “Accounting for Asset Retirement Obligations,” 2001.
- SFAS144, “Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets,” 2001.
- SFAS157, “Fair Value Measurements,” 2006.
- SOP(*Statement of Position*)96-1, “Environmental Remediation Liabilities,” 1996.
- 高寺貞男[2003]「公正価値会計への中途半端な転換」『大阪経大論集』54(4): 203-213.
- 植田敦紀[2005]「米国会計基準に基づく環境会計情報 ―財務会計基準書 143号 資産除去債務の会計―」『横浜国際社会科学研究所』10(2): 131-149.
- Wilson, Richard & Edmund A. C. Crouch[2001] *Risk-Benefit Analysis*, 2nd ed., Center for Risk Analysis Harvard University.